

## 栃木県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.4E-4	2.7E-1	5.1E+1	51.2
64	エトフェンプロックス	1.6E+1	9.9E+0	4.0E+0	2.4E+1	53.7
117	テブコナゾール				4.1E+0	4.1
139	トラロメトリン			7.3E+0	2.1E+0	9.4
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメトリン	1.4E+2	1.7E+0	1.3E+2	1.1E-1	271.6
181	ジクロロベンゼン	2.6E+2	1.4E+2			401.5
225	トリクロルホン		3.0E+0			3.0
248	ダイアジノン		4.4E-1			0.4
251	フェニトロチオン		8.3E+1	2.1E+0	9.8E-2	85.4
252	フェンチオン	3.3E+0	4.3E+1			45.9
256	デカン酸				4.6E+0	4.6
350	ベルメトリン	9.5E+0	2.3E+1	9.7E+0	6.9E+1	111.6
405	ほう素化合物		2.8E-1	1.2E+1	2.9E+0	14.9
427	カルバリル			9.7E+1		97.4
428	フェノプカルブ			7.2E+1	1.9E+2	258.7
457	ジクロールボス	6.4E+1	3.9E+2			449.8
合 計		4.9E+2	6.9E+2	3.4E+2	3.4E+2	1865.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等